

英和グループ NEWS RELEASE 2025年12月号

英和コンサルティング
英和税理士法人
TOKYO 経理サポート

東京都品川区西五反田2丁目2番10号
ポーラ第2五反田ビル7F
PHONE: (03)3491-3811 <https://www.eiwa-gr.jp/>

NEWS RELEASE NEWS RELEASE NEWS RELEASE NEWS RELEASE NEWS RELEASE NEWS RELEASE NEWS RELEASE NEWS RELEASE NEWS RELEASE

25年厚生労働白書！次世代の主役たちへの提言

高校生の8割が年金に関心あり！
全世代型社会保障！
若者に期待！制度の担い手へ



今年発表された「2025年版厚生労働白書」はターゲット層を「若者」に明確に絞り込み、彼らに社会保障と労働施策の重要性を分かりやすく伝える工夫がなされており、厚生労働省の本気度がうかがえる白書となっています。

今年の厚生労働白書



●今年の白書の2つの新しさ

「厚生労働白書」では、厚生労働行政の現状や今後の見通しなどを広く国民に伝えることを目的にとりまとめています。本年度版は2001年（厚生省と労働省の統合）の発刊から数えて24冊目となります。副題は「次世代の主役となる若者のみなさんへー変化する社会における社会保障・労働施策の役割を知るー」。

<今年の特徴>

- ①若者対象の分かりやすい「別冊版」も発行。
- ②副題で初めて社会保障教育と労働施策・労働法教育をワンセットで取り上げた。

●去年のテーマは「こころの健康」

コロナ後は労働問題より社会保障について取り上げているのが目立ちます。ストレス社会の現代を反映し、去年は初めて「メンタルヘルス（こころの健康）」がテーマでした。

<最近の厚生労働白書>

年版	発表日	サブタイトル
2019(令和 1)	発行無し	2020年に入り、コロナに忙殺されて発行見送りに。
2020(令和 2)	2020/10/23	令和時代の社会保障と働き方を考える
2021(令和 3)	2021/ 7/30	新型コロナウイルス感染症と社会保障
2022(令和 4)	2022/ 9/16	社会保障を支える人材の確保
2023(令和 5)	2023/ 8/ 1	つながり・支え合いのある地域共生社会
2024(令和 6)	2024/ 8/27	こころの健康と向き合い、健やかに暮らすことができる社会に
2025(令和 7)	2025/ 7/29	次世代の主役となる若者の皆さんへー変化する社会における社会保障・労働施策の役割を知る

●序章で若者に問いかける…

3ページにわたる序章は、若者（高校生、大学生、社会人になったばかりの人）に平易な言葉で問いかけているのが印象的です。高校生へのアンケート調査などを通じて、若者の社会保障や労働施策への関心が高くないことを指摘し、これらの制度を「自分事」として捉えることの意義を強調しています。

序章の最後は「若者以外の皆さんへ」として、若者世代へ今年の白書の紹介を勧めています。

<読み方ガイドと推奨ポイント>

興味・関心に合わせた読み方を紹介しており、特に読んで欲しいのは「社会保障・労働施策を知ることの意義（第2章第2節）」と明言している。

●今年の白書、目次と概要は？



（第1部）次世代の主役となる若者の皆さんへ変化する社会における社会保障と労働施策の役割を知る

1. 社会保障と労働施策の役割とこれから
なぜ社会保障が必要か。少子超高齢化社会の今後。
2. 社会保障・労働施策を知ることの意義
若者の関心、理解度。ミクロ、マクロ視点からの意義
3. 若者に知ってもらうための取組みと方向性
社会保障・労働法教育の現場の状況。今後の方向性。

（第2部）現下の政策課題への対応

子育て、雇用、年金、医療、介護など厚生労働行政の各分野についての最近の施策のまとめ

●日本を100人の国としたら？

白書は「日本を100人の国」に例えたデータも公表。 **100人** 人口 **でみた日本**

項目	2015~19年	2020~24年
65歳以上（75歳以上）	28.4(14.7)人	↑29.3(16.8)人
老齢年金の受給者は？	27.0人	↑27.9人
会社の健康診断「有所見」	26.1人	↑28.8人
タバコを吸うのは	17.8人	↓15.7人
健診・人間ドックを受けた	69.6人	↓69.2人
病気・ケガで通院	40.4人	↑41.7人
生涯でガンになる(男)	30.8人	↓30.2人
生涯でガンになる(女)	24.9人	↑25.1人
習慣的に運動（20歳以上）	28.2人	↑32.0人

●日本で1日何件起きる？ **日本**の1日

「日本の1日」は、1日で起こる出来事の数件を調べたもので、興味深い資料です。

項目	2016~20年	2021~24年
生まれるのは？	2,297人	↓1,874人
亡くなるのは？	3,750人	↑4,386人
がんで亡くなるのは？	1,034人	↑1,049人
心疾患で亡くなるのは？	562人	↑618人
老衰で亡くなるのは？	362人	↑565人
1日当たり人口増減は？	▲1,453人	▲2,512人
結婚するのは？	1,436組	↓1,325組
離婚するのは？	528組	↓508組
デイサービス利用回数	410,410回	↓409,642回
ホームヘルパー利用回数	791,307回	↑955,274回

「人口100人でみた日本」同様、人口減少と高齢化の顕著な進展状況がみてとれます。

白書に見る日本の現状

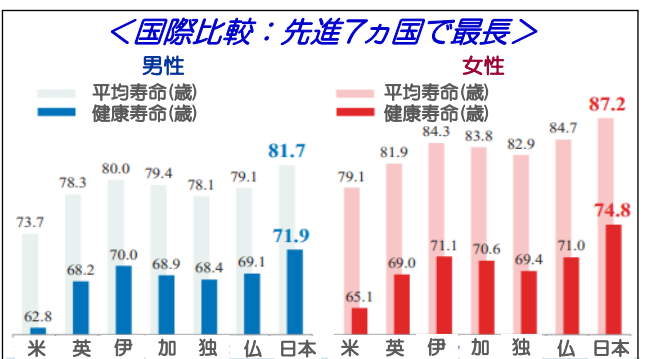
●本格的な「超少子・高齢化社会」！

現在、日本社会は本格的な人口減少社会の到来という歴史的な転換期。08年をピークに減少に転じ、高齢化率は90年の12.1%が20年は28.6%と急激に高齢化が進行。50年には総人口は10,469万人に減少するとの推計が。

●平均寿命と健康寿命は？

平均寿命は90年に男性75.92年、女性81.90年が、23年に81.09年、87.14年と、約30年間で5年以上の伸びに。今後も伸びは続き、70年には85.89年、91.94年と推計。

世界との比較では、日本は男女ともに先進7カ国の中で最長の平均寿命・健康寿命に。



*健康寿命：WHOが2000年に提唱。健康上の問題で日常生活が制限されることなく、自立して生活できる期間。平均寿命との差は介護が必要な期間。

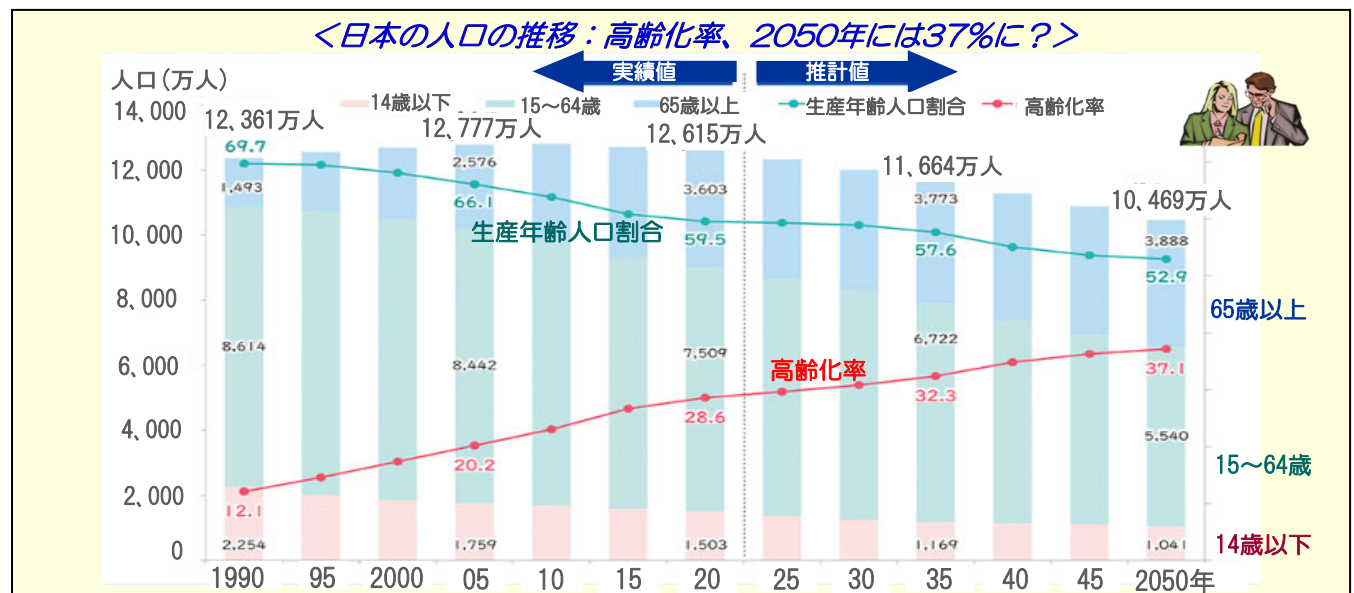
●年々増加する給付と負担！

社会保障給付費は年々増加し、24年度では138兆円（対GDP比22%）となっており、今後も高齢化に伴い増加が見込まれます。

＜給付額の4割は公費でまかなう＞

社会保障の給付は年金が約4割、医療が約3割となっており、これを保険料（約6割）と公費（国・地方）（約4割）の組み合わせで賄っている。社会保障に対する国庫負担は30兆円を超えている。

＜日本の人口の推移：高齢化率、2050年には37%に？＞



<社会保障の給付と負担 24年予算へ>

【給付】 社会保障給付費			
年金61.7兆円 44.8%	医療42.8兆円 31.0%	福祉他 33.4兆円 24.2%	
【負担】 59.5%		40.5%	
保険料80.3兆円		公費54.7兆円	
被保険者拠出	事業主拠出	国(一般会計)	地方

<国の一般歳出の半分以上！>

人生100年時代を迎える中、社会保障が果たす役割はますます大きくなっており、国の一般歳出に占める社会保障関係費は急増の一途。24年度予算では、一般歳出の約56%を占めている。

●めざせ！「全世代型社会保障」

人口減少・超高齢社会を迎える日本で今後求められるのは「全世代型社会保障」とし、22年12月、政府はその在り方を議論する「全世代型社会保障構築会議」の報告書発表。

<全世代型社会保障構築会議の方向性>

「全ての世代で社会保障を支え、社会保障は全ての世代を支える」という共通認識で制度をつくる。

- ①少子化・人口減少の流れを変える。
- ② 超高齢社会に備える。
- ③地域の支え合いを強める。



次世代の主役の皆さんへ



●高校生の関心と理解は？

高校生へのアンケートによると、関心があるのは、介護が4割強、福祉・公衆衛生は5割弱、医療・年金は6割前後、労働分野（労働時間や賃金の決まり）はそれぞれ8割前後で、理解しているのはいずれの分野も5～6割でした。

社会保障教育や労働法教育を受けたことがある場合は、社会保障や労働施策への関心や理解度が高くなっているようです。

●知っておくと何に役立つ？



具体的な事例などを通じて、制度を知っておくことの意義と重要性を伝えています。

若者向けの別冊版では、事例を本人目線の体験型・共感型のストーリーに仕立てています。

◆ミクロ視点：個人の課題解決のために役立つ

- ①ヤングケアラーなどが受けられる支援や相談窓口
- ②アルバイトで労働トラブルに巻き込まれた時に
- ③若者にも頼りになる制度：障害年金、遺族年金
- ④出産後も正社員なら生涯可処分所得1.7億円の差

◆マクロ視点：より良い社会づくりに参加

- ①制度利用だけでなく、制度を支える者として参加
- ②地域共生社会の担い手として活躍する若者紹介

●労働条件確認！のキャンペーン

厚生労働省では、毎年「アルバイトの労働条件を確かめよう！」キャンペーンを実施し、全国の大学などへポスターやリーフレットを送付し、新入学時の説明会などで配布してもらうなどの協力を依頼しています。

<おかしいと思ったらまず相談！>

「学生のみなさんへ」と題し、都道府県労働局や労働基準監督署の「若者相談コーナー」や、平日夜間の労働条件相談ホットラインを紹介している。

●若者向け別冊版を読む！

序章で「自分事として考えてもらいたいという思いから、なるべく平易な形で作成しました」と述べています。高校生が読んで分かるようにまとめられているため、制度にあまり詳しくない大人にも参考になりそうです。

社会保障はなぜ必要なのだろう？

- 昔は、家族や親族などの支え合い＝「血縁」
- 近隣の人々との支え合い＝「地縁」の機能がかった
- 今は核家族化、共働き世帯の増加などにより、それらの支え合いの機能が弱くなった。

人生で起こる可能性のあるリスクに社会全体で対応するため、家族・地域内での支え合いの機能を、収入に応じて負担する保険料や税金で運営される社会保険など社会全体で支え合う制度に拡張した。

もし社会保障（例えば介護保険）がなかったら？

- 親や祖父母の介護が必要になれば、自分で介護するため仕事をやめて地元に戻ることになるかも。
- 介護サービスを利用する場合、全額自己負担になり、高額な費用になるかも。

社会保障があることで「家族の介護のために夢をあきらめる」という選択をしなくて良くなり、自分の将来の選択肢を増やし安心してチャレンジできる

労働施策ってどういうものだろう？

- 「誰もが生きがいを持ち、能力を發揮できる社会」「多様な働き方を可能とし、自分の未来を創れる社会」を実現することで、意欲ある人にチャンスを生み出し、企業の生産性・収益力を向上させる

<主な労働施策> ●働く環境の整備 ●非正規労働者の待遇改善や正社員転換等の推進 ●仕事と育児・介護や治療の両立支援 ●雇用保険、労災保険

●若者への期待と社会保障教育

厚生労働省は社会保障・労働施策の担い手として若者に大きな期待を寄せています。少子高齢化社会で制度を持続可能にするには、若者に制度の仕組みを理解してもらうことが不可欠。

<若者の意識と社会保険料負担>

今年の参院選ではSNSを駆使し、「社会保険料引き下げや手取りを増やす政策」で若者の支持を得た政党が躍進したこともあり、あらためて、社会保障教育の重要が問われそうです。

2025年分の確定申告<改正点にご注意を!>



●基礎控除は最大95万円へ

◆今年と来年は5段階に細分化

合計所得金額※が2,350万円以下の方は全員、基礎控除が増額となり、昨年までの一律48万円が、58万円から最大95万円になります。おまけに今年と来年の2年間は、右表のように所得に応じて5段階に区分され、複雑に…。

※合計所得金額とは

不動産所得、事業所得、給与所得、配当所得、一時所得（生命保険金等）、雑所得（年金等）、退職所得、不動産や株の譲渡所得などの合計額

給与所得者は生命保険の満期金や、株式の譲渡や受取配当を確定申告して所得が増えると、基礎控除額が年末調整時より少なくなる場合もあります。

基礎控除の適用ミスに注意しましょう。

◆退職所得の記載もれには、特にご注意！

退職所得は、会社で所得税と住民税を源泉徴収済みで、確定申告しなくても課税洩れにはなりません。といっても、2020年の改正以降は、“基礎控除の判定”のために確定申告書に退職所得の記載が必要となっていますので、お忘れなく！

●扶養家族が増えていないかをチェック！

いわゆる103万円の壁の撤廃で、扶養家族の年収制限が緩和され、所得58万円以下（給与年収なら123万円以下）まで広がりました。

19歳～22歳の子のアルバイト収入が150万円以下なら“63万円”の控除がとれ、さらに子の年収が150万円超188万円までなら、61万円から3万円までの控除がとれることに。

昨年までは対象外だった配偶者や子どもも、今年は扶養対象に入る場合があります。必ずチェックしておきましょう。



●準確定申告書は更正の請求でメリットも

基礎控除や給与所得控除の改正日は“2025年12月1日”なので、それ以前は旧法で所得税が計算されています。

◆準確定申告書は提出のし直しが必要かも！

今年1月1日以降の相続で、所得税の準確定申告書を提出した場合、改正後の基礎控除や扶養控除で更正の請求書を提出することで、税額還付を受けられる場合がありますので、チェックしておきましょう。

◆年の途中で海外転勤の場合も

年の途中で海外支店等への転勤で非居住者となった場合、出国時に旧法で年末調整を受けています。

確定申告すれば、改正後の基礎控除や扶養控除のメリットは受けることができます。

◇ 2025年以降の基礎控除 ◇

合計所得金額	基礎控除額	
	令和7年 令和8年	令和9年 以後
132万円以下	95万円	95万円
132万円超 336万円以下	88万円	58万円
336万円超 489万円以下	68万円	
489万円超 655万円以下	63万円	
655万円超 2,350万円以下	58万円	
2,350万円超 2,400万円以下	48万円	48万円
2,400万円超 2,450万円以下	32万円	32万円
2,450万円超 2,500万円以下	16万円	16万円
2,500万円超	0円	0円

●確定申告が必要なケース

- ・不動産所得、事業所得、山林所得等がある
- ・不動産の譲渡所得がある
- ・金やFXの譲渡所得がある
- ・源泉なしの証券口座で株式等の譲渡益がある
- ・公的年金が年400万円超

※給与所得者は年末調整を受けるので原則確定申告不要<確定申告が必要となるケース>

- ・給与年収2,000万円超
- ・2ヵ所からの給与収入あり
- ・給与以外の所得が20万円超あり
(例：満期保険金や解約返戻金、年金)
- ・同族会社への貸付金利子、店舗、工場などの家賃あり



●申告忘れても、5年間遡って還付可能！

確定申告期限後5年以内なら、還付申告ができます（申告済みの場合は、“更正の請求書”の提出）。ちなみに2021年分は2026年末まで申告可能です。

◆医療費控除

家族の医療費、薬代、通院交通費合計が10万円（所得×5%）を超えたら、医療費控除の対象です。

◆上場株の譲渡損益

“源泉ありの特定口座”で黒字と赤字がある場合、通算して申告すれば税金が還付されます。使い切れない赤字は3年間繰越可能で、翌年以降の株式の譲渡益や配当との通算で税金が還付されます。

◆住宅ローン控除

マイホームを取得して住宅ローンを組んだら、確定申告しておけば10～13年間分の必要書類が届きます。翌年からは、年末調整か確定申告で控除を受けられます。

◆寄附金控除

ふるさと納税、NPO法人等への寄附については、“寄附金-2,000円”が所得控除の対象になります（総所得金額×40%の税額が上限）。

